

## 岡山市中小企業支援事業補助金交付要綱

制定	平成27年6月	5日
改正	平成28年3月	30日
改正	平成29年4月	1日
改正	平成30年4月	1日
改正	令和2年4月	1日
改正	令和2年10月	27日
改正	令和3年	4月 1日
改正	令和4年	4月 1日
改正	令和5年	4月26日
改正	令和6年	3月25日

### (趣旨)

第1条 本市内における中小企業の生産性の向上及び競争力の強化を図り、本市の経済を活性化するため、予算の範囲内において岡山市中小企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者
- (3) 大企業 中小企業者以外の事業者
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
  - イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
  - ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

### (補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 中小企業者（法人にあつては本店登記が本市内にある者。また、個人にあつては本市内に住民登録を行っている者）であり、別表2に掲げる業種に属する事業を営む者であること。ただし、別表1に掲げる小規模企業者枠は、小規模企業者に限る。
- (2) 補助事業を本市内で行うもの。
- (3) 本市及び国、県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。
- (4) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (5) 確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。
- (6) 前年度に本補助金の交付を受けていないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア みなし大企業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種

ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

オ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているもの

カ 市長が不相当と認めるもの

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付は、同一年度における同一の補助対象者について、別表1の補助事業名の欄に掲げる事業のいずれか一つを交付対象とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、別表1の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に、各表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、各表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。ただし、別表1におけるグリーン枠の補助事業における補助金額は、下限を50万円とし、下限額を下回る補助を行わない。なお、補助対象経費は、証拠書類等により、金額・支払い等が確認できる経費であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出して行わなければならない。

(1) 補助事業計画書

(2) 同意書

(3) 市税の滞納無証明書

(4) 確定申告書の写し

(5) 機械設備設置前の現場写真

(6) 債権者登録申請書（未登録の場合）

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第9条 補助対象者は、補助事業の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減

(2) 補助金交付決定額の変更

（状況報告）

第10条 市長は、補助事業の適性を期すため必要があるときは、補助対象者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、当該補助事業等が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類

(3) 機械設備の搬入状況及び設置後の現場写真

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により当該補助対象者に対し通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の確定通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業により取得した財産は、規則第24条第1号若しくは第2号の適用を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間受けるものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助対象者は、第12条に規定する書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助事業完了後も補助対象者に対し必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

支援枠	補助事業名	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
通常枠	中小企業機械設備等投資事業 (通常枠)	生産性向上及び競争力強化に必要な機械設備費、システム等購入・構築費	1 / 2	300万円
小規模企業者枠	小規模企業機械設備等投資事業 (小規模企業者枠)	生産性向上及び競争力強化に必要な機械設備費、システム等購入・構築費	1 / 2	100万円
グリーン枠	機械設備投資事業 (グリーン枠)	CO2 排出量削減及び生産性向上、競争力強化に必要な機械設備費 (機械設備は更新設備に限る。)	1 / 2	500万円

別表 2

補助対象とする業種（平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。カッコ内の英字・数字は分類符号）

- (C) 鉱業、採石業、砂利採取業、(D) 建設業、(E) 製造業、(G) 情報通信業
- (H) 運輸業、郵便業、(I) 卸売業、小売業
- (J) 金融業・保険業のうち、(674)保険媒介代理業及び(675)保険サービス業
- (K) 不動産業、物品賃貸業、(L) 学術研究、専門・技術サービス業
- (M) 宿泊業、飲食サービス業、(N) 生活関連サービス業、娯楽業
- (O) 教育、学習支援業のうち、(82)その他の教育、学習支援業
- (P) 医療・福祉のうち、(835)療術業、(836)医療に附帯するサービス業、(84)保健衛生、(85)社会保険・社会福祉・介護事業
- (R) サービス業（他に分類されないもの）

ただし、以下のサービス業等は補助対象から除く。

- (7291)興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）
- (7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ
- (7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団
- (8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (9299)集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）
- (93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務